

**介護保険負担割合証を
更新しました**

要支援・要介護認定を受けている方に交付されている「介護保険負担割合証」は、毎年8月に前年の所得によって更新されます。7月末に新しい負担割合証を郵送していますのでご確認ください。新しい負担割合証は、介護保険サービスを利用する際に「介護保険被保険者証」と併せてサービス事業所へ提示してください。

**国保の資格喪失手続きは郵送
できます**

▼届出方法
次の書類を住民課国保年金グループまで郵送ください。
▼異動届
(町HPからダウンロードできます。)

▼新たに加入した社会保険の資格確認書等(全頁分)の写し
▼国民健康保険の資格確認書等(返却いただきます。)

▼届出者の本人確認書類の写し
郵便事故による責任を負いかねます。簡易書留等で送付いただくことをおすすめします。
他に変更手続きが必要な子育て支援医療費受給資格者証等をお持ちの方は、別途窓口での手続きが必要になる場合があります。

問 住民課 国保年金グループ
☎ 0247-62-2147



ダウンロードは
こちらから



有効期限

令和8年7月31日まで

問 保健福祉課 介護保険グループ
☎ 0247-62-3166

| 負担割合 | 対象となる人 |
|------|--|
| 3割 | ①65歳以上で本人の合計所得金額が220万円以上であって ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得」が、 単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方 |
| 2割 | 3割の対象とならない方のうち ①65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上であって ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得」が、 単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方 |
| 1割 | 上記の対象にならない方。 第2号被保険者(40歳以上64歳未満の方)、住民税非課税の方、生活保護受給者 |

三春の里ベクレルセンター

- ◆三春の里ベクレルセンターは、公的認証機関ではないため、簡易検査として実施しています。
- ◆測定結果は町で記録・公表するほか、放射線対策のため国県に提供します。
- ◆これらの検体は、個人が自家用に使用するためのものであり、産地が必ずしも三春町であるとは限りません。

| 区分 | 総検体数 | 100ベクレル以下 | 100ベクレル超 | 最大値(ベクレル/kg) |
|------|------|-----------|----------|--------------|
| 野菜 | 34 | 34 | 0 | ※ |
| 豆類 | 6 | 6 | 0 | ※ |
| 山菜 | 13 | 13 | 0 | ※ |
| きのこ | 0 | 0 | 0 | ※ |
| 穀類 | 1 | 1 | 0 | ※ |
| 果実 | 3 | 3 | 0 | ※ |
| 加工食品 | 0 | 0 | 0 | ※ |
| その他 | 4 | 4 | 0 | 34(竹粉) |
| 合計 | 61 | 61 | 0 | |

(区分の例示)

野菜/キュウリ、ナス、ピーマン、ニンジン、タマネギ、等
豆類/枝豆、シトウ、インゲン等
山菜/フキノトウ等

**- 食品等の放射性物質(セシウム)検査結果 -
期間:2025(令和7)年4月1日~6月30日**

※測定結果は、あくまでも参考であり、これを出荷および摂取制限等の根拠とするものではありません。
※農家が生産し出荷している農産物は、県のモニタリング調査で管理されており、基準値を超えるものが流通・販売されることはありません。

一般食品の基準値:100ベクレル/kg(平成24年4月1日から)

■食品中の放射性物質の傾向

- 山菜を除いて、ほとんどのものが20ベクレル/kg(検出限界値)未満です。
- きのこ類では、野生きのこが基準値を超えていることが多いです。
- 一般食品の基準値は100ベクレル/kgです。基準値を超えるものは摂食を控えた方が良いでしょう。

※ 検出限界値 20ベクレル/kg未満

問 住民課 生活環境グループ ☎ 62-2147

きのこ/サクラシメジ、ヒラタケ、シイタケ、ホウキタケ、コウタケ、マツタケ、シロシメジ、チャシメジ、ナメコ等
穀類/玄米、白米、小麦粉等
果実/キウイフルーツ、りんご、柿等
加工食品/干柿、梅干等
その他/猪肉等